

行政・公共

赤平市高等学校等 通学費支援金

対象と思われる方へ、5月中旬にお知らせを送付しています。

高等学校などに在学するお子さんの保護者(お子さんを監護し通学費等を負担している方)に、月額7,000円の支援金を支給します。お子さんの通学に係る交通費やそのほかの就学に伴う経費にご利用ください。なお、対象者がいるのにお知らせが来ていない場合はご連絡ください。

提出期限 6月15日(月)

※案内文書の提出期限に誤りがありました。ご了承ください。

提出・問合せ(郵送可)

〒079-1192 赤平市泉町4丁目1番地 市役所3階
赤平市教育委員会学校教育課
学校教育係 ☎32-1822

児童手当受給者は6月に現況届の提出が必要です

該当となる方に現況届の用紙を5月下旬に送付いたしました。注意事項や記入もれがないかご確認のうえ、子ども未来・医療給付係まで提出してください。用紙を提出しない場合は、児

童手当を受給できません。

対象者 中学校修了までの子ども(15歳に達する日から最初の3月31日までの子ども)を養育している方

支給額
●3歳未満 一律月額 15,000円
●3歳以上〜小学校修了前 第1・2子 月額 10,000円
第3子以降 月額 15,000円

●中学生 一律月額 10,000円

●所得制限を超える方 一律月額 5,000円

支給月 6月(2月〜5月分)、10月(6月〜9月分)、令和3年2月(10月〜令和3年1月分)

問合せ 子ども未来・医療給付係 ☎32-2216

子育て世帯 臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当受給者に「子育て世帯への臨時特別給付金」が支給されます。

支給金額 児童1人あたり10,000円

支給対象者

令和2年4月分(または3月分)の児童手当の受給者

支給対象児童

支給対象者の令和2年4月分の児童手当の対象となる児童となっており、児童が4月から新高校1年生となっている場合なども対象です。

申請方法 一般受給者と公務員の受給者とは申請方法が異なりますのでご注意ください。

一般受給者 5月中旬に個別にご案内済みです。受給を希望する場合は申請の必要はありません。受給を希望しない場合と口座を変更する場合のみ申請が必要です。

公務員受給者 令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村へ申請が必要です。

※詳細については各所属庁から案内があります。

申請先の市区町村について

令和2年4月1日以降に転入された方は、同年3月31日時点で住民票のあった市区町村が申請先になりますのでご注意ください。また、3月分の児童手当の対象となっているお子さん(3月末で中学校を卒業するお子さん)のみを監護している場合は、2月29日時点で住

民票のある市区町村に対し申請してください。

問合せ 子ども未来・医療給付係 ☎32-2216

福祉減免に係る指定ごみ袋の交付延期

例年6月中旬以降に実施していたごみ処理手数料の福祉減免に係る指定ごみ袋の交付について、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から交付日を延期することとしました。今後の日程については、9月頃の交付を予定していますが、正式な日程が決まり次第、再度お知らせします。

問合せ 生活環境交通係 ☎32-2215

農地パトロールの実施

赤平市農業委員会は農地パトロールを実施予定です。ご理解とご協力をお願いします。 ※当日は腕章を着用します。

実施項目

農地利用の確認
遊休農地実態把握と発生防止
違反転用の発生防止

実施日 6月24日(水)9時〜

※中止する場合もあります。

問合せ 赤平市農業委員会事務局 ☎32-1842

K&M Law ……初回相談料無料……

相続問題、離婚、借金問題、交通事故などの個人の問題から企業経営に関する法務まで、様々なご相談をお受けしています。初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

どんなことでもお気軽にご相談ください(電話予約制:平日9時から18時) **初回相談料無料** (滝川事務所) 滝川市花月町1丁目1番10号 TEL.0125-23-8455 http://www.kmlaw.jp



**民生委員・児童委員
厚生労働大臣特別表彰**

永きにわたり、赤平市民生委員児童委員として活動いただいた次の皆様(退任者)が厚生労働大臣からその功績を称えられ特別表彰を受けました。

- 藤原 税 氏(在職年数30年)
 - 丸山 隆司 氏(在職年数30年)
 - 吉田 國博 氏(在職年数21年)
 - 谷内 明 氏(在職年数20年)
 - 今野 松夫 氏(在職年数18年)
 - 畑瀬 禮治 氏(在職年数15年)
 - 赤石 一三三 氏(在職年数15年)
- 子どもたちのためにご尽力いただき、ありがとうございました。

生活

月に数回は水道メーターを確認しましょう

埋設されている配水管(水道本管)から分かれた給水管と、家庭の止水栓、水抜き栓、蛇口などは、建物の所有者の財産で、管理は所有者(使用者)でしていただくものです。水道メーターの水量に漏水が含まれていても、その水量に対する水道料金は、原則として使用者にお支払いいただくこととなります。漏水や故障の早期発見のために月に数回はメ

ターを確認しましょう。

問合せ 上下水道課 ☎32-24718

有毒植物の食中毒に注意

山菜採りで誤って採取した有毒植物を食べると食中毒にかかり、命にかかわる事故が起こることもあります。

- ◆ 食用と判断できない山菜などは採らない。絶対に食べない。
- ◆ 判断に迷うときは、山菜などに関する専門家や、最寄りの保健所、研究機関などに問い合わせる。

問合せ 林業係 ☎32-1842

クマに遭わないために

- クマのいそうな場所に行かない。
 - クマの足跡やフンを見つけたら、すぐ引き返す。
 - 薄暗い早朝・夕方、濃霧・降雨時の入林は避ける。
 - 単独での入林はやめる。
 - 音が出るものを鳴らし、人の存在をクマに知らせる。
 - 残飯、空き缶などのゴミは、必ず持ち帰る。
- 問合せ 林業係 ☎32-1842

入林・山菜採りの心構え6カ条

- 行き先を必ず家族などに知らせ、入林届に記入する。私有林に入る場合も、所有者の承諾を受けてから入林する。
- 単独での入林は、できるだけ

避ける。

- 目立つ服装などで入林する。
 - 通信手段や笛、ラジオ、非常食、目印用テープ、懐中電灯などを携行する。
 - 造林用作業道には立ち入らない。
 - 迷ったら、落ち着いて行動する。
- 問合せ 林業係 ☎32-1842

市議会

**第2回定例会を
傍聴しませんか**

日程

- 6月23日(火)開会(議案の上程提案理由の説明など)
- 6月24日(水)休会(常任委員会)
- 6月25日(木)一般質問

6月26日(金)一般質問、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

場所 議事室(議事録市役所3階)
※変更になることがありますのでお問い合わせください。

問合せ 議会事務局 ☎32-1858

その他

**北海道聴覚障がい者
情報センター**

北海道聴覚障がい者情報センターは、4月から5階占有スペースを拡充し、字幕付きビデオライブラリー貸出・製作、聴覚障がい者やその家族などに対する相談支援などを実施しています。

開館時間 平日(祝日・年末年始)

善意

手作りマスクの寄贈

北海道大賀クロージング様から手作り布マスクをご寄贈いただきました。社員会が地域貢献のためにと作られたもので、市役所や病院など、たくさんの人と接する部署で使わせていただきます。

☎011-221-2695
☎011-281-1289
✉joutei@okurouren.jp

を除く)9時~17時

問合せ 北海道聴覚障がい者情報センター(札幌市中央区北2条西7丁目 道立道民活動センター4階(かでる2・7))

市営住宅入居者募集

募集団地	<ul style="list-style-type: none"> ■福栄団地 1号棟 201号室(特定住戸) ■朝陽台団地 3号棟 103号室 ■豊栄団地 A2-2-2号室 ■青葉団地 D棟 103号室 <p>特定入居および優先地域あり。応募者多数の場合は抽選。応募1名の場合は無抽選で当選。</p>
家賃	世帯の収入によって決定
受付	6月1日(月) ~ 10日(水) 住宅係
抽選	6月11日(木) 10時30分【非公開】
こちらは随時募集中	
募集戸数	<ul style="list-style-type: none"> ■青葉団地 6戸(3LDK) <p>以下の団地については若干戸の空きがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新光西 新光東 元町東 春日第二(2) 朝陽台団地 若草団地 宮下東団地 新町末広団地 東大町HOPE'95 若草団地(身体障がい者住宅・車イス対応、要件あり) 大町企業 <p>※このほかにも空きがあります。</p>

※抽選結果は電話にてご連絡いたします。
※窓口にお越しただかなくても電話にて申し込みできますが、書類審査で入居要件が適合しない場合は入居許可ができませんので、あらかじめご了承ください。